

株式会社明成商会等に対する買取決定について

平成15年10月31日

株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第25条第1項に規定する買取決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社明成商会
株式会社イーケー
2. 買取りに係る債権の元本額（買取元本額：同意分は含まない）
4,568 百万円
* 買取申込み等を求めた債権の元本総額 12,658 百万円の 36.1% に相当。
* 買取元本額は、買取りの実行までの間の担保資産の売却等により変更があり得る。
3. 信託の引受けに係る貸付債権の元本額
なし
4. 主務大臣の意見
意見なし

【お問合せ先】

| |
|--------------------------------------|
| 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9 階 |
| 株式会社産業再生機構 企画調整室 |
| 電話番号 03-6212-6437 |